[検討事項] □審議会等委員への就任辞退

1. 考え方について

議員は、二元代表制の観点から、法令等に特別の定めがあるもの、当該審議会等の設置目的及び構成員が広域にわたるもの、以外の審議会等の委員には原則就任しない。

2. 福島市議会の状況

〇実施済み

先例367 議員は、法令等に定めのある審議会委員等を除き、参画しないのが例である。

議員の各種審議会等への参画については、議長の諮問により議会運営委員会で数回にわたり協議がなされ、その結果、平成12年12月20日開催の議運において、①法令等に特別の定めがあるもの、②当該審議会等の設置目的及 び構成員が広域にわたるもの、以外の審議会等へは原則参画しない旨の答申がなされ、同日付で市長宛意見具申がなされた。

この各種審議会等への参画見直しにより、法令等に定めない審議会委員等を一括辞任した。

(※辞任年月日:平成13年3月31日)

さらに、福島地方土地開発公社理事については、当局の要請により議会推薦の形で議長が充職として就任していたが、平成15年12月10日開催の議会運営委員会において議長より辞任したい旨の申入れがあり、協議の結果、平成16年1月15日開催の議運において当該理事の辞任について了承された。(※辞任年月日:平成16年1月31日)

※H23.8 月臨時会以降、現在の状況

①法令等に特別の定めがあるもの

福島市民生委員推薦会委員(法律)、福島市都市計画審議会委員(政令)、福島市青少年問題協議会委員(法律)

②当該審議会等の設置目的及び構成員が広域にわたるもの・・・・各種委員充て職とされているもの

福島県市民交通災害共済組合議会議員、阿武隈急行沿線開発推進協議会会員、奥羽本線前線複線化早期完成期成同盟会会員、福島県東北中央自動車道建設期成同盟会会員、奥羽新幹線建設促進期成同盟会会員、一般国道 115 号(福島・霊山・相馬間)整備促進期成同盟会会員 etc

3. 参考条文、参考事例等

〇宝塚市 第18条 (法定外の執行機関委員の就任)

議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、原則として法定外の執行機関の諮問機関及び審議会等の委員に就任しない。

○福島町 第8条(町長等と議会・議員の関係)

5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。